

食文化伝承支援事業補助金 交付要綱

1 目的及び交付

鶴岡市は、地域や家庭において世代を超えて受け継がれてきた貴重な食文化を有するが、核家族化の進展等により郷土食や農林水産物の生産現場と触れ合う機会が減少している。

鶴岡食文化創造都市推進協議会（以下、「協議会」）は、食文化の伝承に向けた市民主体の料理教室や食育体験事業の活性化を通じて、ユネスコ食文化創造都市の土台となる地域づくりを図るため、本要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象者

補助の対象となるものは、市内在住の個人または市内の団体とする。

3 補助対象事業

以下に掲げる区分とする

（１）郷土食・伝統菓子伝承事業

地域で世代を超えて受け継がれてきた郷土食や行事食、鶴岡伝統菓子（鶴岡雛菓子・笹巻・とちもち）、食材の保存技術等、食文化の伝承を目的とした料理教室

（２）在来作物伝承事業

在来作物の利用促進や理解醸成を目的とした料理教室や体験学習

ただし、広く市場流通図られている品目（だだちゃ豆、温海かぶ、庄内柿、孟宗筍等）は対象外とする。

（３）地産食材活用事業

地産食材を活用した料理教室や体験学習

ただし、次の①～③いずれかに該当するものは対象外とする。

①営利を目的とする事業

②参加者が５人に満たない事業

③その他補助金の交付にあたり協議会会長が不適当とみなす事業

4 補助事業実施期間

５月１日から翌年２月末日までの期間とする。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額以内の金額とし、事業区分ごと別表の額を限度とする。

7 補助金の交付の申請

補助金の交付を申請しようとする者は、事業実施の概ね２週間前までに、補助金交付申請書（様

式第 1 号) に事業計画書 (様式第 2 号)、収支予算書 (様式第 3 号) 及び協議会会長が必要と認める書類を協議会会長に提出しなければならない。

8 補助金の交付の決定及び通知

協議会会長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするとともに交付決定通知書 (様式第 7 号) により通知するものとする。

9 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助金実績報告書 (様式第 4 号)、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書 (様式第 5 号) に収支決算書 (様式第 6 号) 及び事業実施に伴う証拠書類 (事業記録、請求書、領収書等をいう。) を添付して、2 週間以内に協議会会長に報告しなければならない。

10 補助金の額の確定

協議会会長は、補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、該当補助事業者に補助金交付確定通知書 (様式第 8 号) により通知するものとする。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

「食文化料理教室・体験事業等支援補助金」要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から執行する。

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から執行する。